

食 品 安 全 委 員 会 企 画 専 門 調 査 会

第 19 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平成 19 年 2 月 13 日 (火) 10:00 ~ 11:21

2 . 場 所 委員会大会議室

3 . 議 事

(1) 平成 19 年度食品安全委員会運営計画について

(2) その他

4 . 出 席 者

(専門委員)

福土座長代理、飯島専門委員、市川専門委員、伊藤専門委員、佐々木専門委員、
澤田専門委員、鋤柄専門委員、武見専門委員、西脇専門委員、宮脇専門委員、
山根専門委員、渡邊専門委員

(食品安全委員会委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員

(事務局)

齊藤事務局長、日野事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勧告広報課長、
境情報・緊急時対応課長

5 . 配 布 資 料

資 料 平成 19 年度食品安全委員会運営計画 (素案)

参考資料 1 企画専門調査会に当面調査審議を求める事項(平成 18 年 12 月 14 日食品
安全委員会決定)

参考資料 2 平成 18 年度食品安全委員会運営計画のこれまでの実施状況のポイント
(未定稿)

参考資料 3 平成 18 年度食品安全委員会運営計画のこれまでの実施状況について(未
定稿)

参考資料 4 平成 19 年度食品安全委員会予算（案）の概要

6 . 議事内容

福土座長代理 では、定刻ですので始めさせていただきます。

ただ今から「企画専門調査会」第 19 回会合を開催いたします。

富永座長が体調を崩されておりまして、本日欠席されていることから、座長代理の私が議事を進行させていただきます。不慣れなところがあるかと思いますが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日は 13 名の専門委員が御出席です。また、富永座長の外、内田専門委員と近藤専門委員が御欠席でいらっしゃいます。あと若干遅れられる委員がいらっしゃるようですけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

なお「食品安全委員会」から担当委員である長尾委員とともに、見上委員長、小泉委員長代理も御出席いただいております。

続きまして、議事に入らせていただく前に事務局から資料の確認をお願ひいたします。

小木津総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

お手元の議事次第の裏側を開いていただきますと、配布資料の一覧がございます。座席表の下に配られております資料番号のないもの「平成 19 年度食品安全委員会運営計画（素案）」が 1 つ目でございます。

その下、参考資料 1 「企画専門調査会に当面調査審議を求める事項（平成 18 年 12 月 14 日食品安全委員会決定）」。

参考資料 2 「平成 18 年度食品安全委員会運営計画のこれまでの実施状況のポイント（未定稿）」。

参考資料 3 「平成 18 年度食品安全委員会運営計画のこれまでの実施状況について（未定稿）」。

参考資料 4 「平成 19 年度食品安全委員会予算（案）の概要」でございます。これは前回御説明した内容でございます。

以上でございます。

福土座長代理 ありがとうございます。

それでは、お手元にあります「企画専門調査会第 19 回会合議事次第」にありますとおり「平成 19 年度食品安全委員会運営計画について」審議に入りたいと思います。

まず、事務局から説明をお願ひいたします。

小木津総務課長 それでは、資料説明をさせていただきます。資料の本体は資料番号が

ないものですが、それに入ります前に、先ほど御紹介いたしました参考資料2、参考資料3が18年度の運営計画で、これまでの実施状況を取りまとめたものでございます。これから19年度の運営計画を御議論いただく上で参考になるとと思いますので、特に参考資料2の方をお聞きいただいて、実施状況のポイントのみ簡単に紹介させていただいた上で、本題の方に入りたいと思います。

この参考資料2でございますが、真ん中の欄にありますように「1）委員会の計画的な運営」につきましては、この1月30日までの間、委員会が38回の会合を重ねておりまして、専門調査会が110回の開催でございます。

また「2）食品健康影響評価の実施」の関係で申しますと、ガイドラインの作成につきましては、食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針の取りまとめがございました。

その下でございますが、自ら評価の点検・検討におきましては、食中毒原因微生物に關しまして、優先度の高い評価案件候補、4案件につきまして、リスクプロファイルを作成し公表したということ。

また、メキシコ、チリ、中国産牛肉等に関しましては、対象国を特定せずに輸入牛肉に関するリスク評価の前段階として、情報収集等を開始しております。

また、企画専門調査会の直近の会合におきましては、食品への放射線照射に関する食品健康影響評価を候補案件として報告するということが決められております。

また、その下ですが、厚生労働省、農林水産省から179件の評価要請を受けたという実績がございます。

一番下の のところに書いてありますように、評価技術研究におきましては、18年度は5研修領域、8課題を採択しておりまして、19年度は4研修課題が決定されております。

その右側ですが、リスクコミュニケーションの促進の関係では「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」という文書が取りまとめられております。

意見交換会等の実績が書いてございますが、これらがリスクコミュニケーション関係の取組です。

さらに緊急事態への対処というところに書いてございますが、18年度は緊急時の対応訓練を実施したという新たな動きがございまして、机上シミュレーションを9月に実施しておりまして、実働訓練を12月に実施しているという状況でございます。

また、情報収集・整理・活用に関しましては、食品安全総合情報システムの構築ということで、18年度までにシステムの構築が完成するという段階にきております。

簡単でございますが、ポイントの方は以上でございます。続きまして、資料の本体の

方に入らせていただきたいと思います。

1枚開いていただきますと、裏側が目次になっております。目次に書いてございますように、全体は例年のように7つの事項に分けられております。順に御説明をさせていただきたいと思っております。

第1が、委員会の運営の重点事項を整理した部分でございますが、この中で2に書いてございますように、重点事項を7つに整理しております。19年度においては、特に次の事項を重点的に推進していくこととするということで、1つ目がホジティブリスト制度の導入に伴う評価案件の増大に対処しまして、体制強化や審議の進め方の改善を行うという点でございます。

2つ目が、これにも関連するわけですが、食品健康影響評価の透明性、円滑化に資する観点から、評価ガイドラインの検討を行うということでございます。

3つ目が、委員会が主体的かつ計画的に食品健康影響評価を実施できるよう、食品健康影響評価技術研究を一層推進するという観点でございますが、特に現在実施中の研究の間評価を適切に実施しつつという記述を入れております。

4つ目でございますが、18年11月に取りまとめられました「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」を踏まえまして、特に18年度から実施しております地域における指導者育成事業でありますとか、更にそれを発展させてのリスクコミュニケーションの育成、また、食育の推進にも資する教材の提供等を実施するというところでございます。これは予算の反映でもございます。

続きまして、その下でございますが、情報提供ということで、正確で分かりやすい情報を迅速かつ適切に提供するというところでございます。食品安全モニターの活動の活性化を図るということで、任期を2年にして、じっくり仕事をしていただくという改善を図ろうとしております。

また、ダイヤル、モニターから寄せられた情報につきましては、関係機関へ提供していくという積極的な活用を考えております。

その下で、情報システムが完成いたしましたので、それを活用していくとともに、緊急時を想定した訓練の実施をしていくことによって、緊急時の体制を強化していくというのが6つ目でございます。

最後ですが、国際協調の関係でございますが、欧州のリスク評価機関、EFSAなどを手始めに、国際機関等々と連携を深めていくということを掲げてございます。

以上が重点事項ですが、続きまして「第2 委員会の運営全般」についてでございます。特に具体的に書いてある部分を中心に御説明をさせていただきたいと思っておりますが、まず、

この企画専門調査会の開催に関しましては、 のところに整理しておりますが、まず 18 年度の食品安全委員会運営計画のフォローアップと運営状況の報告書の取りまとめり審議を 19 年の 5 月～ 6 月ごろ実施していただきたいと考えております。

続きまして、その下ですが、自ら評価の案件候補の検討、選定につきましては、8 月～ 9 月ごろ。

19 年度の運営計画の実施状況の中間報告の審議、これを 10 月～ 11 月ごろ。

最後に、基本的事項のフォローアップと、20 年度の運営計画の審議を 1 月～ 2 月ごろとすることで、四半期に 1 回以上開催して調査審議を行うということをお願いしたいと考えております。

その下ですが、リスクコミュニケーション専門調査会につきましては、「改善に向けて」という文章をまとめましたが、これの残された課題につきまして、引き続き調査審議を進めていくということと、19 年度に実施したリスクコミュニケーションの総括をしていくということを課題として掲げております。

「 緊急時対応専門調査会の開催」でございますが、こちらの方は緊急事態の対処体制の強化方策を検討していく。特に緊急時対応訓練につきましては、その設定とか訓練後の検証を行っていただくということを考えております。

がリスク評価を実施する専門調査会の開催でございますが、ここで特記しておりますのは、ポジティブリスト制度下における評価案件の増大に対応するため、関係する専門調査会の下に設置された部会やワーキンググループ等による調査審議方式を活用して、審議体制を強化するということ。案件においては、審議プロセスの簡素化等により審議の円滑化を目指すということでございます。

3 ページにまいりまして、18 年度の運営状況報告と 20 年度の運営計画の策定をするということを考えております。

第 3 の事項「食品健康影響評価の実施」でございます。

1 つ目がガイドラインを策定するということでありまして、1 つ目のパラグラフの真ん中ごろからですが、具体的には 17 年度に着手した遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品及び平成 18 年度に着手した「農薬」、「動物用医薬品」、「飼料添加物」の評価ガイドラインを引き続き検討するということ。

また、新たにこれまでに評価終了案件の多い食品添加物の評価ガイドラインの検討に着手するということを目標として掲げております。

2 番目ですが、自ら評価の案件の定期的な点検・検討に関連いたしましてでございますが、4 ページの方でございますように、「既に」というところに書いてありますが、食中

毒原因微生物に関連しての取組として、先ほど御紹介しましたが、評価指針案が取りまとめられておりますが、これに引き続きまして、18年度に絞り込みました4案件につきまして、優先度を決めた上で微生物専門調査会、又はウイルス専門調査会において具体的な審議を進めていくということでございます。

我が国が輸入する牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価につきましても、今リスク評価の前段階の準備作業をしているというところでございますので、この点に関しまして、評価の進め方や必要項目について審議を進めていくということでございます。

続きまして、3の評価要請案件の研究でございます。これにつきましても、第2パラグラフに書いてありますように、特に平成18年度から導入されたいわゆるポジティブリスト制度については、関係する専門調査会で十分な連携を図りつつ、部会等の枠組みを活用して、暫定基準等に係る食品健康影響評価を迅速かつ円滑に実施するというところでございます。

4でございますが、こちらは食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査でございます。

19年度中にも、2回リスク管理機関を対象に調査を実施して委員会に報告するというところでございます。

5ページ「5 食品健康影響評価技術研究の推進」でございます。

こちらの方は先ほど申しましたように、現在実施中の研究について中間評価を適切に実施するとともに、研究事業の実施に当たっては、研究資金の適正な執行に努めるという留意事項を掲げております。

「第4 リスクコミュニケーションの促進」に関する事項ですが、まず「1 意見交換会の開催」につきましても、19年度におきましても、「リスクコミュニケーションの改善に向けて」を取りまとめ、これらを踏まえた上で関係府省が連携して全国各地で意見交換会を30回程度開催すると目標として掲げております。

また、委員会が行う意見交換会におきましても、特に国民の関心が高い案件について開催し、また、リスク分析の考え方や食品安全行政の考え方について、食品添加物とか農薬を題材に地方都市で開催していく。

また、地域の指導者育成講座を活用して内容、対象を絞って開催するという工夫をしていきたいということでございます。

続きまして「2 リスクコミュニケーション推進事業の実施」でございます。これにつきましても、18年度に引き続きまして、地域の指導者育成講座を実施していくということでございます。そして、新たに消費者、事業者など、様々な食品関係者の立場や主張を理

解し、リスクコミュニケーションにおいて意見や論点を明確化し、地域において相互の意思疎通を円滑化する役割を担うリスクコミュニケーターを育成するための講座を実施したいと考えております。

また、食品安全に関する普及啓発活動や食育に資する教材を製作しているという点でございます。

「3 全国食品安全連絡会議の開催」で、地方自治体との連携を強化していくという点でございます。

「4 食品安全モニターの活動」でございますが、モニター470名に対しまして、いろいろ活動をお願いしているわけでございますが、「この中で」と書いてある以降ですが、食品安全モニターの任期を2年に延長しまして、1年ごとに半数改選ということで、食品安全モニターの情報発信能力の向上を図るとともに、食品安全モニター活動の活性化を図るということを目指しまして、こういった改善を図りたいと考えております。

「5 情報提供・相談等の実施」でございます。国民に対し正確で分かりやすい情報を迅速かつ適切に提供していくという観点から、ホームページの充実、メールマガジンの配信、季刊誌、パンフレット、リーフレット、食の安全に関する用語集の発行等に力を入れていきたいと考えております。

また、「食の安全ダイヤル」を通じた一般消費者からの相談や問い合わせについても対応を引き続き行うという点でございます。

7ページには、「6 リスクコミュニケーションに係る事務の調整」「7 食育の推進への貢献」という事項を掲げております。

「第5 緊急の事態への対処」ということで、1つ目で緊急時対応訓練を実施するという点も掲げてございます。緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、各担当者の意識の高揚と実践的対応能力の向上等を図るという観点で、緊急時対応訓練を実施していきたい。

2番目、緊急時対応専門調査会におきましては、緊急時対応の問題点や改善点について引き続き検討、見直しを行っていただく。さらに既にでき上がっております要綱等の見直し、体制の強化等につなげていく議論をしていきたいという点でございます。

続きまして「第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用」に関しましては、情報の一元的収集、整理、活用のためのシステム、食品安全総合情報システムが3年計画で整備されましたが、さらにこれを一般に公表できるものにつきましては、委員会のホームページにリンクしたシステムの検索機能を通じて広く国民に提供していきたいという点でございます。また、19年度におきましては、最新情報の追加登録、更新、保

守管理等も実施していきたいということでございます。最新かつ正確な食品安全情報について、情報の共有化を図っていきたいと考えております。

これらによりまして、自ら評価やファクトシート作成の効率的な実施のための情報の整理・分析にもつなげていきたいということでございます。

続きまして「2 国際協調の推進」ということで、先ほど申しましたように、「さらに」と書いてあるところからでございますが、EFSAなどの国際機関や外国政府機関等との連携を深めるとともに、食品健康影響評価結果の英訳、あるいは英語版ホームページの充実によりまして、国際機関や外国機関等に発信・情報交換をすることでリスク評価における国際協調を推進していきたいということでございます。

最後に「第7 食品の安全性の確保に関する調査」でございますが、状況に応じて機動的に課題を選定しつつ、食品安全総合調査を実施していくということでございますが、緊急な調査案件ができましたら、随時調査課題を選定していくということでございます。

これらにつきましては、選定した調査課題につきまして実施計画を委員会のホームページに公開したり、あるいはそれを随時更新するとともに、調査結果につきましては、個人情報や企業の知的財産権等の情報が含まれる等、公開することが適当でない場合を除いて積極的にシステムにより公開していきたいと考えております。

以上、資料につきまして、御説明をさせていただきました。

福土座長代理 ありがとうございます。それでは、以上の説明の内容、あるいは素案の記載事項につきまして、御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

鋤柄専門委員 まず、意見交換会等の開催ということについての質問なんですけど、実際に見てみますと、平日に実施されていることが多くて、土曜、日曜の実施ということはないんでしょうか。要するに、普通の勤務者、あるいは子どもを持っているお母さんたちは、なかなか平日ですと参加しにくいという状況にあると思います。

あと、一部の意見交換会の中では招集範囲というか、顔ぶれが一緒のような気がします。

福土座長代理 ありがとうございます。意見交換会についての質問ですが、吉岡課長、お願いいたします。

吉岡勸告広報課長 まず、意見交換会の土日の開催についてでございますけれども、過去におきましても、試行的に行ったことがございまして、必ずしも参加者の方の顔ぶれ、人数がそれほど多くならなかったということと、アンケートを取りましたときにも、必ずしも土日にやってほしいという要望がなかったこと等もございまして、現時点では土日の開催というのは考えていないところでございます。

それから、意見交換会において顔ぶれが一部において同じようなところがあるんではな

いかという御指摘でございますが、確かに意見交換会、テーマによりましては、関心を持たれる同じ方がいつもいらっしゃるということはございますが、一方、19年度から地方都市で開催するとか、内容、対象を絞った意見交換会等を試行的に行う等工夫していきたいと思えます。

福土座長代理 よろしゅうございますか。交換会については、その運営をなさっている段階でこうした意見に配慮して、いろいろ試行錯誤していくことが必要だと思えます。

市川専門委員 2 ページのところの委員会の運営全般のところの の一番下の辺りで、部会やワーキンググループなどによる調査審議方式を活用し云々とのつながりで、案件においてはその審議プロセスの簡略化等により審議の円滑化を目指すと書いてあります。必要な審議の円滑化というのは私も大変重要だと思うんですけども、ワーキンググループなどの調査会の審議というのは傍聴したことがなくて非常に恐縮なんですけど、簡略化する手順というのは、これは決まった手順というのがあるんでしょうか。それとも、案件によって、座長の方とか、そういう方の判断によって簡略化されていくというようなやり方で進められるのか。その辺りを教えていただけませんか。

國枝評価課長 実際の手順としまして、部会では設置要綱がございまして、こういった内容のものについて審議を行うかというのは決められているんですけど、その範囲の中で、例えばここに書いてあるものとして、具体的な案として今考えておりますのは、例えば残留農薬などで、農薬などの登録のときに適用拡大をする場合には、食品安全基本法の下では必ず諮問をするということになっているんですけども、今のルールですと、農薬の場合には、5つの部会がございまして、その上に幹事会というのがあるんですけども、そこでの審議が必要になるんですけども、実際の適用の拡大という場合には、既に評価されていると、追加の部分というのは、残留農薬について、その適用作物でこういった形で残留しているかという部分の評価が中心ということで、非常に限られたものということもあるので、場合によったら幹事会だけで審議を終えるとか、そういった形で例えば既に評価が大体終わっているものについて、何か追加になったような場合には、もっと簡略化するとか、そういった形ができないかということを考えておりまして、メカニズムとしては、部会の設置要綱の範囲内で決めるということになります。

福土座長代理 市川専門委員、よろしいでしょうか。

市川専門委員 はい。

福土座長代理 外にございませんか。

鋤柄専門委員 食品安全委員会からの情報提供ということですが、ホームページ、季刊誌の発行等はあるんですが、テレビとかラジオという言葉が入っていないのは、何か考えが

あつてのことでしょうか。一番消費者の皆さんには直結する情報の提供の場面だと思いません。

吉岡勸告広報課長　ここでホームページ、メールマガジン、あるいは季刊誌等と出しましたのは、委員会が直接発信するツールとして今持っているものでございます。テレビ、ラジオということでございますけれども、マスメディア、報道を通しての重要性ということでは、ここにもございますように、必要に応じて委員等による記者会見を開く外、懇談会等を開催し、また、プレスリリースを適切に行うことによって、マスメディアを通した情報発信を行っていきたいと考えております。

福土座長代理　重点事項には、つまり鋤柄専門委員がおっしゃったのは、ホームページやメールマガジンが触れてありまして、後ろの方の本文のところ報道機関云々ということがあることからの御質問ではないかなと思います。私が申しているのは、6ページの5に情報提供のことが具体的に触れられていまして、ここに一般国民に対する報道の重要性を踏まえというところで、多分この辺りがテレビ、ラジオ等も含まれるのでなかろうかと思えますけれども、場合によっては前段の重点事項の方に少しそういったニュアンスを盛り込んでもよろしいのかと思います。

外に何かございますか。

武見専門委員　第4のリスクコミュニケーションのところ2点ほど伺いたいです。

1つは、2の推進事業の実施の中にリスクコミュニケーターの育成ということが出ていますが、ここに書かれている内容を見ると、かなり質が高いというか、いろいろな立場を理解し、かつ基本的なところを理解している。こういう方の養成を、具体的にどういう対象を想定していらしているのか。また、こういうものというのは養成した後、どう活動していただくかというところがすごく大事なポイントだと思うのですが、その辺をどのように考えてのコミュニケーターの養成なのかということをお聞かせいただきたいことが1点です。

もう一つ、食育関係のことというのはいろいろ出てきますし、それに使えるような様々なメルマガですとか、パンフレットとか、私もお送りいただきまして、本当に分かりやすくよくまとめられていると思うんですが、そうなった場合、食育ということについて具体的にどういう場の、どういうところでの食育に、主にこうした食品、つまりリスクコミュニケーションに関することを進めていこうというのがあるのかどうか。

何が言いたいかといいますと、先ほどの土日開催の話が出ていたんですが、例えば私は保健サービス事業関係の仕事を結構するのですが、実は全く同じ状況です。平日だめで、平日だから参加できない。では、土日にやろうじゃないかとか、やってみても結局同じで

す。やはり関心のある方は参加してくださるけれども、それ以上の方はなかなか参加してもらえないというのは、いろんなことについて同じだと思っています。

そうすると、やはりもっと基本的なことをきちんと学習できる場、いわゆる教育の場というのも大事ではないかと思えます。そういう意味では食育の推進は当然子どもたちにも関わってくるわけですし、例えば小学校、中学校、そうしたところの教育課程の中との関わり、あるいはそういう場への提供ですね。様々な教材。そうしたことについての何か具体的なことがあればお聞かせいただきたい。

吉岡勸告広報課長 まず、リスクコミュニケーターの養成でございますけれども、今年度から地域における指導者の育成講座というのを手掛けたところでございまして、これが今年度14回ということで、今日も広島、明日は岡山で行うという状況でございまして、これをあと4回、年度内に終えるということがございます。

今年度行いました指導者養成講座というのは、現に地域でいろいろ指導的な立場にある方に対して、食品の安全性に関する知識を身に付けていただいて、また、リスクコミュニケーション能力をゲーム・シミュレーションで学んでいただいて、より高いレベルで地域に発信していただくということで行っているんですけれども、これがある意味、初級コースといえますか、入口であるとすると、リスクコミュニケーターというのは、更に一定の知識を持った上で様々な立場の方の考え方を理解し、円滑にコミュニケーションを進めていくということでございます。具体的な内容につきましては、今年度の養成講座が終わりました、年度内に今年度の反省点を踏まえまして、そして今年度のものと来年度のものをどのように連携させて、どういうふうに発展させていくかということを実体的に検討してまいりたいと。今すぐにこういうものですよということをお答えできることではないんですけれども、今年度中に詳細については詰めたいという状況でございます。

それから、食育につきましては、来年度におきましては、子ども向けも含めましての食育に関する教材、DVD等を利用しましての教材をまず考えておりまして、そうしたものについても教育の場でも活用していただけるように検討していきたいと思えます。

武見専門委員 前半のことなんですけれども、今年度の指導者育成講座を受けられた方はリスクコミュニケーターになっていくという考え方ですか。

吉岡勸告広報課長 当然、今年度受けられた方が更に来年度リスクコミュニケーター養成講座を受けられるということもあると思えますし、ただ、今年度受けられなかった方がリスクコミュニケーター養成講座を受けられないかということ、必ずしもそういうものでもないかと思えますので、いずれにしても一定の知識を持った方でリスクコミュニケーターになるにふさわしい方ということで、詳細に検討していきたいということです。

武見専門委員 お願いですが、是非その後の活動の状況をフォローしていただいて、なかなか短期ではうまくできない方とか、すぐ自分の活動の中に採り入れる方とか、いろいろなタイプの方がいらっしやると思うので、その辺の活動状況のフォローというのを評価の中に入れていただければと思います。

福土座長代理 ありがとうございます。外にございますでしょうか。

山根専門委員 私もリスクコミュニケーター講座と指導者育成講座というのはどういうふうに違って、はっきり区分けするものなのかどうなのかということは気になっていたので、今お話を伺って大体分かりました。でも、内容によってははっきり分けなくても、いろいろやり方はあるんじゃないかなと思いました。

先ほどテレビをもっと活用すべきじゃないかというお話も出ましたけれども、私もそう思っていて、例の納豆の事件などからも、とにかくテレビの影響はどれだけあるかというのはすごく分かるわけで、皆さん健康とか食のことというのはとても関心が高いので、そういう意味でもテレビをもっと活用してほしいということです。食だけにかかわらず、今、製品安全というところでいろいろ問題もあって、またガス機器などの問題も出てきています。そういうのも一緒に、例えばリコール情報とかいう番組をNHKなどでスポット的に流すとか枠を持つとかで、是非そういう製品安全、食品安全のテレビ発信の場を持っていただきたいと思います。

福土座長代理 ありがとうございます。今のは先ほどの意見の補足ということで伺っておきます。

伊藤専門委員 何か運営計画で漏れているのがないかという見方をしているんですけども、全体的にはほぼ網羅されているなど見ています。重点事項という項目にもありますけれども、先日の新潟市の保健所の残留農薬検査で栃木のトチオトメがかなり大きな損害を受けています。そういうことを考えれば、ポジティブリスト制度の導入に伴う検査のいろいろな部分での充実ということも一番トップにきていますし、食中毒に関する微生物の問題についても、カンピロ、サルモネラ、O-157、ノロウイルスというふうに選定をされていて、一応ノロウイルスも入っていますし、そういう部分ではほぼ方向として問題はないんじゃないかなと思っています。

特に先日東京都の新年度の運営計画の中にもポジティブリストに対するいろいろな部分での充実という問題と、それから特に選定されているノロウイルス対策ということで掲げていらっしやいましたから、余り国と東京都が違う方向を目指しても困るので、そういった意味ではいろいろな項目は確実に網羅されているというふうに評価させていただいています。

以上です。

福士座長代理 今回の運営計画についていろいろ重要な点が網羅されているという評価の意見として伺っておきます。

外に何かございますでしょうか。細かいことについての御質問等々でも結構かと思いますので、この際、1年間、全体に関わることで、事務局の方に伺っておきます。

市川専門委員 ちょっと細かいことになるんですが、7ページの食育への推進への貢献のところ、先ほど教材とかDVDなども作ることもあり得るみたいな御発言をお聞きしましたけれども、今、食育というのはいろんなところで一生懸命取り組んでいらっしゃるって、現場の先生からいろいろもらい過ぎて教材もいろいろあり過ぎて、どれを使っていいかわからないくらいに非常に豊富にいっぱいあるという状況もあるんだそうです。

そういう意味で教材は作ればいいのか、DVDは用意すればいいという発想ではなくて、きちんと本質的に何を伝えたいのかという辺りもきちんと踏まえて、対費用効果のあるものを、本当に最低限の予算で最高の効果があるような形で是非貢献をしていただければと思っております。

福士座長代理 ありがとうございます。吉岡課長、来年度に向けてこんな教材をとるのがございましたら、伺っておきたいと思えます。

吉岡勸告広報課長 食品安全委員会の場合は食育にどのような形で携わっていくかとなりますと、やはり食品の安全性に関する正しい知識、こういうものをお子様からお母さんまで、教材づくりにしても一般の国民の皆様へ知識を広めていく、理解していただくという観点からのものになるかと思えますので、ほかの食育の教材もあふれているよという御指摘を頂きましたが、御指摘を踏まえまして、よりよいものを、作れるように努力したいと思えます。

武見専門委員 私も一応食育関係専門ですが、教材を提供したときに、それをどう御活用したかという簡単な報告、もしかするとあるのかもしれないのですが、そういう仕組みを作られると、それがどういうふうに使われていたかということ全体を把握できるような気がするので、あまり面倒ではない形で、是非提供されたところから報告を求められるといいと思えます。

中にはとてもいいプログラムなどを考えてやっていらっしゃる先生方もいる。それをまた全体的な使えるような方向にさせていただければと思えます。是非よろしくお願ひしたいと思えます。

福士座長代理 ありがとうございます。先ほどのリスクコミュニケーターの問題もそうですけれども、作って終わりではなくて、その後のフォローや支援をとということの御意見かと思えます。よろしくお願ひします。

大分昨年度よりは具体的な項目等々が盛り込まれているような印象を私は持ちまして、そうした中でこれはどういうこととか、この辺をという御意見なり御質問なりもあればと思いますが、いかがでしょうか。

西脇専門委員 3ページの食品健康影響評価の実施のところの「遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品」、「農薬」、「動物用医薬品」、「飼料添加物」の評価ガイドラインの引き続き検討、4ページの「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針案」など、かなり評価項目を今後検討していくということですが、具体的なゴールイメージにはどのようななっていますか。ここを目標にしているという期日みたいなものが現時点でありましたら是非教えていただきたい。

福土座長代理 國枝評価課長お願いいたします。

國枝評価課長 まず3ページの方の食品健康影響評価のガイドライン策定の件ですけれども、これについては17年度は遺伝子組換えの微生物の関係ですけれども、例えば遺伝子組換えで酵母などを造って、ワインとかアルコール類のようなものを製造する場合ですけれども、これについては来年度中を目途ということで考えております。

それから、農薬・動物用医薬品・飼料添加物については、既に飼料添加物が先行して検討を進めておりますけれども、今年度中に飼料添加物については、ある程度ガイドラインとしてのイメージが湧くような形とできないかと考えておまして、それに引き続いて農薬・動物用医薬品について来年度にはある程度目途が出てくるのではないかと考えております。

あと食品添加物については、これまで評価終了品目も多いということで、来年度になるかもしれませんけれども、海外の状況なども調査をして、それを踏まえながら進めていきたいということで、これについては今、具体的にいつまでという形では考えておりませんが、できるだけ早く進めていきたいと考えています。

あと4ページの方になりますけれども、食中毒の原因微生物の関係は、中心となって取りまとめられた渡邊先生がおられますが、18年度絞り込んだ4案件の中で、先週になりますけれども、特にカンピロバクターについては、ある程度情報量もあるということで、少し優先的にできるかなと。残りのものについては、例えばノロウイルスについては、今、研究を進めておるといいますので、その結果が割と早い時期に、今年度中くらいにまとまるということで、その結果を見ながらまた考えたい。残りのものについても、今、各段階でどういったところの情報不足かというのがある程度明確になってきましたので、その情報の収集に努めていくということになっておりますので、来年度には具体的な案件が定められて、それについてのリスク評価が進められていく形になるのではないかと考え

ております。

渡邊先生、御追加していただければと思います。

渡邊専門委員 今、製造から消費の段階までのステップごとにどういうデータがあるかというのを日本の中で、各ステップごとでの資料集めとその評価を行っています。それらの全体が見極められた段階において、実際にどういうステップを、どういう形にした場合に、どのくらいリスクが下がるかというモデルを検討しようという段階です。ただ、我々専門委員も、それに対しての専門家というのは日本の中にはなかなかいないんです。そういう意味では試行錯誤、こういうのは新しい分野ですので、試行錯誤でやっているというのが現状です。

福士座長代理 なかなか具体的なゴール時期というのは定めにくいとは思いますが、私自身、西脇専門委員と同様、ここを読みましたときに、もう少し具体的にこれくらい今年度、来年度というような目途が示されていた方が分かりやすいかなという印象を持ちまして、これは事務局との御相談ですが、可能な範囲内でそうしたゴール時期が示せるものについては少し入れていくことも考えられるかなと思います。

外に何かございますか。

鋤柄専門委員 少しいれになるかと思いますが、BSEの問題、いろいろな対策がなされて全頭検査、あるいは輸入検疫等、それからリスクコミュニケーションということも行われたことによって、今、消費者の皆さんが、BSEの牛における発生があったとしても、消費に影響しなくなったということで、こういった活動が主な理由で消費が安定すると考えてよろしいでしょうか。

鳥インフルエンザについても、2003年から2004年の発生があったときにかけては、消費が大分落ち込んだように覚えています。今回はそういったことも少ないと聞いております。それはこういった教育、情報の提供も含めて、そういったことが大きな理由とか、成果が上がっていると考えてよろしいのでしょうか。

境情報・緊急時対応課長 BSEについては、もう32例目がこの間発生しておりますけれども、今、鋤柄専門委員御指摘のとおり、最近消費に影響を及ぼすということもほとんどなくなったということがございます。その理由としましては、国内についても、あるいは輸入牛についても、当委員会でびしっと評価をした上でその結果を国民に公表しますし、また、リスク管理機関におきまして、それに基づいて必要なリスク管理措置が講じられている。安全性が担保されているという認識が国民の皆様方にあると考えております。

BSEにつきましては、全国でリスクコミュニケーションも行いましたので、そういった意味ではかなりリスク管理機関、あるいは食品安全委員会の取組が理解されているんじゃない

ないかと思えます。

2つ目の高病原性鳥インフルエンザですけれども、3年前と違いまして、今回は見ていただきますと分かりますように、既に4例発生しておりますが、農林水産省を中心に対応が非常に早いということで、直ちに必要な家畜防疫措置が採られておりますし、結果として周囲移動制限10キロをかけていますけれども、広がるということは今まだ出てきていないということもあります。

また、鶏肉、鶏卵の安全性につきましては、1月13日に委員長談話を発出しまして、鶏肉・鶏卵は安全なんですといったことを通知し、国民にも公表しながら、それをまた農林水産省や文部科学省が全国に内容を伝えるということを迅速に行っていますから、そういった意味で混乱が市中で起こっていないと考えております。

福土座長代理 ありがとうございます。よろしいでしょうか。外に何かございましたらどうぞ。

取りあえずは来年度の運営計画については、その他何かございますでしょうか。

ありがとうございます。本日の審議におきまして、各専門委員から頂きました御意見のポイントを簡単に整理いたしますと、1つは、伊藤専門委員がおっしゃいましたが、全体として具体的でかなり計画の素案として評価できるものだというふうな御意見を頂きました。

具体的には1つは、先ほどの情報提供についてなんですけれども、メディアへの情報提供、本文の方には一般報道機関へということで記載がございますが、前段のところの重点事項のダイジェストの説明のところですね。こちらにホームページやメールマガジン等々いろいろあるところに加え、マスメディアを通じという文言を入れておきますと、更に後の方の具体的な記載を読みますと、全体が分かるのではなかろうかと思えます。これは事務局の方と御相談していきたいと思えます。

皆さんの御意見が多かった部分で言いますと、リスクコミュニケーターの育成について、それから食育の教材の開発等々についてでした。こちらも事業としては具体的に講座の開催、それから教材の開発等入っておりますけれども、これは文言は少し事務局の方で御検討いただけると思いますが、その後の活動の支援とか、場の提供、どこまで具体的に踏み込めることはあるかと思えますけれども、そうした辺りを少し検討して補足していただくことができればなと思えます。

先ほどの評価等のゴールの時期については、私、申しましたように、具体的に入れられる、入れられないというのは、各専門調査会の審議の過程等もあると思えますので、可能な範囲、若しくはなるべく早い時期にという、ただ、着手しただけではないよということ

が分かるような表現にできればよろしいのかなと思います。

以上のようなところが、今回審議の過程で頂きました御意見をざっとまとめたところでございます。

こうした御意見のうち、資料に盛り込むべきものにつきましては、私が事務局と御相談いたしまして、必要に応じて事務局から座長の方に相談してもらいまして、素案に追加修正を行った上で委員会の方に報告することといたしたいと思いますが、それでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それではそういう形で進めさせていただくことにいたします。

本件につきまして、委員会へ報告した後、どのような取扱いとなるのでしょうか。御説明をお願いいたします。

小木津総務課長 平成 19 年度の本日御審議いただきました食品安全委員会運営計画につきましての今後のスケジュールということでございますが、例年のことではございますが、これから委員会にお諮りして、そして、国民からの意見募集を行うという段取りになります。これにつきまして、来週、できれば 22 日の第 179 回の食品安全委員会の会合におきまして、この専門調査会で取りまとめていただきました運営計画案を御報告させていただきます。その後、国民の皆さんからの意見募集、30 日を予定しておりますが、それにかかけまして、その御意見を踏まえた後に委員会での最終決定ということで取り運びさせていただきますと考えております。

福土座長代理 ありがとうございます。本日の議事はこの平成 19 年度の運営計画についてのみとなっております。議事そのものは終了いたしますけれども、大分時間がございます。せっかくの機会でございますので、委員会の運営全般について意見とか御質問等ございましたら、少し自由に話し合う時間を持ちたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

伊藤専門委員、お願いいたします。

伊藤専門委員 先ほどイチゴのお話をさせていただきました。当日の夜テレビで流れた途端、我々のところにお客様から直接お電話が入りまして、栃木のイチゴを昨日買ったんだけど、大丈夫かというふうにすぐ入ってきたものですから、とても答えられる状況にはないわけです。その後、仕入れの部門を通じていろいろ情報収集していったところ、これは日本農業新聞の報道なんですけれども、新潟の市場に指示があって、市場の職員の人がダンボールから 2 パック入手して、それを検査機関に届けたとなっております。どのダンボールから取り出したかは確認していないということです。

結果として、新潟市の保健所の方が直接出向いて審査されていないという、これは多分

ミスだと思っただけですけども、そういうことがあったようです。ただ、検査については、1回やられて、県の検査機関に更に出されて、クロスチェックされていますから、問題はなかったんだと思います。

結局、該当の農家が170くらいあって、そのうちの何人かの農家から出たことになっていたわけですけども、それが特定できなかったわけです。

返す返すも残念なのは、結果としてすべて対象の農家の分をある一定期間自主回収、あるいは出荷を自粛するという形になって、新聞の報道によると損害額が1億8,000万円と書かれています。とんでもない話だなとつくづく思うわけで、こういう検査のやり方がされているということは、世の中にトレーサビリティという言葉がありながら、検査をやっている地方自治体を批判するつもりはありませんけれども、現場ではそういうことが余り認識されていないんじゃないかと、つくづく残念な状況があったなと見ております。結果として、消費者と向かい合う、我々はフィールドに立っているわけなんで、そういった部分でいろんな機関に叱責するつもりはありませんけれども、自分の会社でこんなことをやっていたら、どやしつけられますけれども、ちくりと嫌味は言っていけないんじゃないかとつくづく考えています。

1つの事例として、この会合でも参考になればと思いました。

2つ目なんですけれども、先ほど鳥インフルエンザの件がありました。前回、浅田養鶏の社長の御両親が自殺されたという悲劇もあったわけで、そういうことを考えれば、きちっと学習、経験が積まれて、特に鳥インフルエンザについては、食品安全委員会、農水省、宮崎県、それから我々の小売の立場、特にチェーンストア協会を通じて、それから、生産者等ときちっと連携が取れて、しごとく、本当に徹底して現場では対応しているつもりであります。それでもまだほんのわずかなお客様からは、残念なことなんですけれども、まだ、宮崎県の鳥肉売っているけれどもというような言い方で御指摘を受けます。それくらいリスクコミュニケーションというのは難しいんだとつくづく考えています。

併せてなんですけれども、いろんなところでお話をさせていただく際に、個人的にいろいろ考えている自分の哲学はあるんですけども、何せ背中に看板を背負っていますので、なかなか本音が言えないという部分はやはりありまして、ただ1つだけ言えることは、正しいかどうかの見極めも必要ですけども、いろんな情報に接するということが極めて重要だなと思います。

家で朝起きたら読売新聞を全部見ます。電車に乗ったら日経を読みます。地下鉄に乗ったら、つり広告を見て、食品のわけの分からないことが書いてあれば必ず買うようにしています。大分雑誌の報道等もセンセーショナルな方向から非常に正しい方向に動いてきて

いるなというのは見ていますけれども、そういった意味で、すごく教えるということも大事ですけれども、その立場になろうとする方は本当に意識を持って積極的に勉強していただかないと、なかなか簡単に食育という一言で済まされる状況にはないんじゃないかなとつくづく思っております。

何かの参考になればと思います。

福土座長代理 ありがとうございます。いつも現場の非常に生き生きとしたお話を伺えて大変参考になります。

外に何かございますでしょうか。伊藤専門委員への御質問なり、御意見等々でもよろしいです。

市川専門委員 隣にいて恐縮なんですけど、教えていただきたいんですけど、栃木のイチゴの基準オーバーというのは、ちなみにどれくらいのオーバーだったんですか。

伊藤専門委員 0.0 幾つで 5.6 倍です。ですから、関係者の立場から言いますと、別に中国産だけが問題が多いわけではなくて、国産だって本気になって調べれば幾らでも出てくるよという認識は持っています。

ただ、今回お願いしたかったのは、検出されて、その後の対応をどうするかという発想がないから、出てしまっただけで、基準値をオーバーしたということで、あわてて栃木県に問い合わせしているという失態も、別にそこだけ責めるつもりはないんですけど、かなりいろんな失態が重なっているなと思わざるを得ませんでした。

本来であればある農家の分だけをきちっとトレースできるようになっていたわけですから、その分だけ出荷止めにすればよかったわけですけども、そういうことができなかったというミスは非常に残念なことだと思います。

福土座長代理 先ほどの御意見もあれですけども、制度ができて、その後どう使っていくかということについてきちっと詰められていないまま物事が進んでいっているなという印象を、いろいろなことに関して受けます。

外に何か御意見ございますでしょうか。

佐々木専門委員 情報提供に近いと思いますけれども、まずイチゴの件なんですけど、結果として地域の出荷が全部止まって、その後、生産者一軒一軒について検査した結果、1軒だけではなくて、外にもあったということでは、1つのことから多くを把握していくきっかけにはなったと思います。

サンプリングのときの手続というのは、国も地方自治体も決まっていますので、サンプルの由来をきちんと把握してなかったというのは非常に大きな問題だと思います。それぞれの検査機関にとって非常に大きな教訓にはなったと思います。

その違反したときの発表の仕方では非常に疑問を持っていて、どのニュースを見ても、オーバーしたということは書いてあるのですが、それはどういうもので、どれくらい危ないのか。違反は違反ですけれども、そのときに物質の情報も一緒に出るような流れがあれば大きな混乱もある程度防げたのかなという感想を持っています。

それから「食品安全委員会」のリスク評価とは直接関係ないんですが、世界的には今フード・セーフティーからフード・ディフェンスという流れに変わってきています。というのは、実際のリスク評価ができるものではなくて、異物混入とか、悪意に満ちた流通の妨害ということが、世界中で起きています。対策で一番大事なのは普段の HACCP なり ISO なりに従ってきちんと管理をしておくということです。本当にどこに責任があるか分からないような事件で信頼が壊れていきます。実際にアメリカでも、南アフリカでもありましたし、ロシアでもヨーロッパでも起きているそうです。食品安全の世界は物質の評価だけにとどまらないところまで今来ているということを感じておりますので、世界的にそういう状況だということをお知らせしておきます。

福土座長代理 ありがとうございます。非常に新しい部分の情報を紹介していただきまして、参考になるかと思えます。

宮脇専門委員、よろしいでしょうか。

宮脇専門委員 世界的な情報から一農家の意見に戻りますけれども、先ほどからイチゴのことがいろいろ出ておりまして、私も一農家、イチゴの生産者でございます。本当にあれが出て以来、全国の生産者農家に対して大きな衝撃にもなったし、また、自分たちの気を引き締めるといふことにはなったと思うんです。

うちの場合を取りましても、周辺全部が履歴をきちんと付けておりますし、大体が農家の方もそういうものを使うのはいやなんです。でも、年々作りにくくなっていて、気象条件とかによりまして、病気対策ができないような状況にもなっていて、多分そういうこともあり、土の消毒の意味で使ったんだろうかなと思うんです。土にかけるのが残っていたというふうに私たちは聞いておりまして、それが9倍だったということも聞いておりますが、事件が発覚したときに、テレビでの報道に毎日毎日食べると危険ですというような、いかにも毒というような表現がされていて、それを見た方々はイチゴは買うのはやめようかなと控えられたんじゃないかなと思うんです。

そういうことでは非常に残念だったし、かける部分ではすごく薄いものをかけているんです。そういう面では農家も一生懸命です。

私たちが今年になってすごく変わったことは、もう3年くらい履歴は付けているんですけれども、イチゴを詰めるのに消毒液で手を毎回自分の家でシュッシュッとやって、それ

から詰めているんです。その消毒液が乾くまでは、何だかその部分がイチゴにかかってしまうのが心配で、エタノールですから大丈夫なんだと思うんですが、何か自分の口に入れるのに、それまでにぬれている液がかかるというのがすごい抵抗があるんです。

そんなことをしてまで素手で詰めなければいけないので、そういうことで処置しているんですが、非常に神経質になり過ぎて、負担が掛かっている部分もあるので、報道の後の対応に対しては、私たちも早く、どこがどうでという部分が明確にされないかなと。皆さんが信頼できて、また消費が戻るとというのが早くこないかなと毎日思っていたんです。

そういう点では報道の仕方も考えてというか、害になるものだったんでしょけれども、難しいなと思いました。

私も聞きかじりなんですけれども、イギリスの方では害になるものの物質を使った食品に対してのコマーシャル、そういうものをしていないと聞いたんですけれども、日本も早くそういうふうに、CMに対してお金を出せばCMができるのかという部分が、消費者から見たら、そういう壁があればいいなというふうに思いました。

以上です。

福土座長代理 ありがとうございます。本当に生産されている立場の方からの意見と御体験が参考になるなと思います。

なかなか難しいなと思うのは、メディアの問題とも絡むのですけれども、消費者一人一人が安全を自分で判断するということがなかなか出来ないということがありまして、ある程度の判断力なり知識をお持ちの方だと、こういうケースは大してこない。このケースは非常に危険であるということの自分なりの一つの目安が付くのでしょけれども、そうではないところが揺れ動く消費者がまだまだ多い。

先ほど伊藤専門委員がおっしゃったように、大分鳥インフルエンザのときとかを御覧になっていると、以前に比べては少し変わってきたのではないかということ。

納豆のこの間の問題を見ていると、ある意味で大きな騒動にはなりましたけれども、そうした健康情報というのが非常に危ういものなんだよということを知らしめる一つの機会にはなったかなというふうに、私はメディアの側から見て若干思いました。

何か外にございますでしょうか。まだ若干時間はございますので、自由に御意見をどうぞ。

市川専門委員 今のイチゴの件に関して、安全情報という辺りの話なんですけれども、私たち消費者というのは、安全ですという情報というのはなかなか目にすることは少ないと思うんです。メディアの情報というのは、大体危ないですとか、危険ですとかという不安情報というのはたくさん頂くんなんですけれども、これは大丈夫ですよという安全性を言っ

てくれる、きちんと教えてくれる情報が少ないのかなと思っています。

例えばこのイチゴの件にしても、そのすべてのイチゴが基準値オーバーだったわけではなくて、ただ追跡ができないという状況だったという今の伊藤さんのお話でしたので、そういった場合にどのくらいの確率で基準値オーバーのイチゴを買う確率はあるけれども、それくらいの確率だったら食べても大丈夫なんですよということを、でも違反は違反なんですということを前提に、食べても大丈夫です。これは流通しても大丈夫です。というのをどこかでお墨付きを行政として与えることができれば、1億8,000万という損害は、ひょっとしたら発生せずに済んだのかなと。ただ、それをすることによって、同じような事件が広がっていくというのはよくないんですけれども、そこら辺のバランスをどこかで取って、被害というのは必ずしも消費者がそれを食べたことによる明らかに健康被害だけではなくて、生産する側の被害とか、売ってくださる流通の方の被害とか、いろんなリスクがあると思うんです。その辺のリスクのバランスを考えて、私たち消費者もいろんな情報を受け止めなければいけないなと今、反省の気持ちも込めてコメントしました。

福土座長代理 ありがとうございます。なかなか行政の側も、行政の調査の結果を受けて報道される内容についても、危険だということは言えますけれども、安全ということを引きちつと言う方がむしろ責任があると言いますか、難しいことであるということはあるのかなと思います。

ただ、市川専門委員がおっしゃったように、そうした意味で非常に難しい部分ではありますけれども、違反ということと、それから食品としての安全性ということについて少し消費者の側の知識や判断力が上がってくれば、そうした意味での情報提供も可能になるときが来るのかなと思います。今は違反ということは即危険ということでしょうというのが一般的な認識であろうかなと思います。そういう意味ではなかなかリスクコミュニケーションというのは難しいなということを感じますけれども、徐々に情報提供する側も、受け取る側もお互い学んでいくことがまだまだ多いのかなという印象を、今、お話を伺って受けました。

境情報・緊急時対応課長 市川専門委員のお話で、行政の対応ということがありましたので、一応栃木県が最初に出したプレスリリースの中には、今回の残留値というのは、確かに基準値を何倍か上回っているんだけれども、その基準値というのは、人が一生毎日食べ続けても大丈夫な量で、しかも安全係数が掛かって設定されているんですという説明が書いてありまして、たしかこのイチゴをどのくらい食べても安全ですという情報を付けて栃木県が最初にプレス発表したというのを記憶しております。

福土座長代理 ありがとうございます。

伊藤専門委員 イチゴの話になっているんですけども、栃木県からは1日10個食べても大丈夫だと書いてありました。

今の関連の話なんですけれども、絶対安全ですよという言い方はどうしてもできないわけです。99.幾つまでしか言えないんです。もう一つは、いずれにしても、行政機関としては法律違反になるわけです。行政処分を受けざるを得ないんです。我々も何回も中国産のハウレンソウでも受けていますから、馬のように食べても何ともないですと言われたって、あれは出てしまったんだからということで処分を受けたわけです。

ただ、今回ロットの特定ができない。どの農家から入ったのかははっきりしない。それと、流通の段階で既にお客さんの胃の中に入っているものがほとんどだということもあって、仕入れの部門で我々が同じ栃木の下都賀農協系の部分で確認したところ、何とかそのものではないという確認がある程度できるということもあって、それから全体的ないろんな判断をした上で、店頭から回収や撤去、廃棄処分はしません。静観しながらお客様の質問には一々答えながら販売を継続しますという判断を最終的にして、夜9時過ぎに社長の携帯に電話を入れて、そういう判断をさせていただきましたので、よろしいですかということと了解をもらって販売を継続させていただいたという経緯もあります。

ですから、スーパー、量販店で判断はいろいろあったのではないかなと考えています。

福土座長代理 ありがとうございます。今の関連でも結構ですが、外に何かございましたら、この際ですから、事務局への御質問等々も受けていただけると思います。

よろしいでしょうか。

今日は後段の方は具体的な現場のお話をいろいろお聞かせ願いまして、ありがとうございました。少し早目ではありますけれども、この辺で本日の審議は終わらせていただきたいと思います。

その他の議事として事務局の方で何かございますか。

小木津総務課長 特にございません。

福土座長代理 それでは、本日の議事はすべて終了いたしますけれども、次回の日程等につきまして、伺いたいと思います。

小木津総務課長 次回の企画専門調査会ですが、本日御審議いただきました平成19年度の食品安全委員会運営計画の素案のとおりでございますと、18年度の運営計画のフォローアップと併せまして、運営状況の報告書について取りまとめの御審議をいただくということとを予定しておりまして、5月から6月ごろに開催させていただくということになるのではないかと考えております。

専門委員の皆様方の御都合をお聞きいたしまして、改めて日程を調整いたしまして、ま

た御連絡させていただきたいと思います。

本日の計画につきましては、座長代理と御相談させていただいて、文言を固めたところで、22日の委員会にかける前に皆さん方に何らかの形で修文の結果につきまして、御報告させていただきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

福土座長代理 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、企画専門調査会第19回会合を閉会いたします。つたない議事進行で御迷惑を掛けました。どうもありがとうございました。